# 令和5年3月 定例教育委員会

日 時 令和5年3月23日(木)9時30分~

場 所 市役所 4 階 第 1 委員会室

### 出席者

(教育委員)

西本教育長 松野教育長職務代理者 古賀委員 中村委員

(事務局)

大藤教育総務部長 松尾総務課長 大宅教育施設課長 武尾社会教育課長 田中スポーツ振興課長 中尾図書館長 谷口図書館長補佐 陣内学校教育部長 栗林学校教育部次長兼学校教育課長 有冨学校保健課長 友寄学校保健課長補佐 髙橋教育センター長 峰松総務課庶務係長

欠席者 萩原委員

傍聴者 なし

# 内容

- (1) 教育長報告
- (2) 令和5年1月分 議事録確認
- (3) 議 題
  - ① 佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件 (総務課)
  - ② 佐世保市教育委員会職名等規則の一部改正の件(総務課)
  - ③ 学校施設の予防保全計画及び針尾小学校校舎等改築等事業の件(教育施設課)
  - ④ 佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例施行規則の一部改正の件

(スポーツ振興課)

- ⑤ 佐世保市宇久地区体育施設条例施行規則の一部改正の件(スポーツ振興課)
- ⑥ 佐世保市江迎地区体育施設条例施行規則の一部改正の件(スポーツ振興課)
- (7) 佐世保市体育文化館条例施行規則の一部改正の件(スポーツ振興課)
- ⑧ 佐世保市立小・中学校および義務教育学校処務規則の一部改正の件(学校教育課)
- ⑨ 佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件(学校教育課)
- ⑩ 令和6年度(2024)使用小学校教科用図書採択の件(学校教育課)
- ① 佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件(学校保健課)
- ① 佐世保市立図書館規則の一部改正の件(図書館)

#### (4) 協議事項

① 佐世保市教育振興基本計画 (第4期)の策定について (総務課)

#### (5) 報告事項

① 令和6年度国・県への要望事項について(社会教育課・スポーツ振興課)

- ② スペイン×佐世保市ハンドボール交流事業の実施報告について (スポーツ振興課)
- ③ エアハンドリングユニット破損に対する保険適用について(学校保健課)
- ④ 令和5年度佐世保市教育センター研修体系について(教育センター)

# (6) その他

- ① 次回開催予定について
- ② ③を秘密会とする件

## 【報告】

③ 学校運営状況報告について(学校教育課)

◆教育長報告	
〇 2月27日	定例教育委員会
	文教厚生委員会(先議案件)
	小学校校長会定例研修会
	スポーツ協会表彰
〇 3月 2日	一般質問
〇 3月 3日	一般質問
〇 3月 4日	文化スポーツ表彰
〇 3月 6日	一般質問
〇 3月 7日	一般質問
	宮地区学校再編を考える会
〇 3月 8日	文教厚生委員会(通常案件)
〇 3月10日	鹿町地区学校再編を考える会
〇 3月14日	中学校卒業式
〇 3月15日	徳育記念誌表敬訪問
	文教厚生委員会
	V・ファーレン長崎表敬訪問
	瀋陽佐世保児童友好絵画展開幕式
〇 3月16日	小学校卒業式
	臨時校長研修会
〇 3月17日	佐世保OHフレンズ表敬訪問
	文化スポーツ特別賞表彰式
〇 3月21日	第2回長崎の夢!トラックデザインコンテスト
〇 3月23日	定例教育委員会

## (1)教育長報告

## 【西本教育長】

おはようございます。

今日萩原委員さんはお休みですので、早速ですけれども、3月の定例会を始めたいと思います。議員のお別れ会がありまして、議会もようやく終わります。

今回、教育委員会の関係については、やりとりとしてはいろいろありましたけれども、特に要望意見なしで、ご承認いただいたということでございます。

それでは早速ですけれども、レジメに従って進めて参りたいと思います。

令和5年の1月分の議事録でございますが、内容についてご異議ございませんでしょうか。

# 【全教育委員】

はい。

### 【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは両括弧3の議題に入りたいと思います。

1から12までということでお話をしておったかと思いますが、3件取り下げになっておりますので、一応そのことを含めて順番通り説明して参りたいと思います。

それでは①佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件、それから②の佐世保市教育委員会職名等規則の一部改正の件、2件合わせて事務局の方から説明お願いいたします。

## 【松尾総務課長】

総務課長です。

### 【西本教育長】

総務課長。

- (2) 佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件
- (3) 佐世保市教育委員会職名等規則の一部改正の件

#### 【松尾総務課長】

まず事務局処務規定について説明をさせていただきます。

令和5年4月1日からセンター長という名前は残りますが、課長に権限を落としまして、今までセンター長が持っていました、例えば、目的外使用許可等の権限については部長の方に移行させるということで、それに伴う所定の規則改正を行うものでございます。

3ページをお開きください。こちらが新旧対照表になります。左が改正前、右が改正後でございます。7条の3、ここに規定しております処務規定第7条4号及び6号につきましては、目的外使用許可の権限でございまして、これを今までセンター長が専決で決裁ができるとしていたものを、部長権限の方に移行するものでございます。その他、所定の法改正をしております。

同じく3ページ目の新旧対照表の一番右側の一番下ですけれども、個人情報保護法が改正になりまして、今までは法から委任されて条例の方で個人情報の取り扱いを決めてきましたけども、これが法で地方自治体も縛られることになりましたので、その法改正に伴って、条例等の参照規定のほうも見直すものでございます。

二つ目に、教育委員会の職名等規則についてです。提案の理由といたしましては、センター長の権限移譲に伴いまして職名規則の一部を改正する分と、もう一つ、定年が引き上げられます。これは令和5年4月1日から施行されるのですが、段階を追ってですね、定年が引き上げられるということになっていきます。定年が引き上げられはするのですが、役職の方はこれまで通り60歳まで。あとは管理職ではなく一般職員として勤務を続けるというふうになりまして、管理職として、59歳まで勤めてきたものを、今後60歳以降にどういう働き方をさせるのかっていうところで、新しい職名の方を設けるっていうことにしたいというに思います。専門監という名称で、新たな仕事をしていただくっていうにしましたので、職名規則の改正をして、専門監を設けるものでございます。

6ページをお開きください。こちらに新旧対照表の方を載せております。左側が改正前、右側が改正後ということで、総合教育センター長の方が課長職になりますので、記載の場所を下の方に引き下げております。それと専門監。役職定年を迎えた職員の新しい名称として専門監を設けることにしましたので、それについて規則改正の方を行います。

事務局庶務規定の改正と職名等規則の改正につきまして説明以上でございます。

## 【西本教育長】

ありがとうございました。

この2本の規程及び規則の改正につきまして、委員の方から何かご質疑等ございますか。

よろしいですか。

## 【全教育委員】

はい。

#### 【西本教育長】

それではお諮りをいたします。佐世保市教育委員会事務局処務規程の一部改正の件及び佐世保市教育委員会職名等規則の一部改正の件につきましては、ご承認いただけますでしょうか。

## 【全教育委員】

はい。

#### 【西本教育長】

ありがとうございます。

それではご承認いただいたということで取り計らいたいと思います。

次に、③学校施設の予防保全計画及び針尾小学校校舎等改築等事業の件ということで、議題があるようですので、説明いたします。

#### 【大字教育施設課長】

教育施設課長です。

## 【西本教育長】

はい。教育施設課長。

## (4) 学校施設の予防保全計画及び針尾小学校校舎等改築等事業の件

## 【大宅教育施設課長】

提案理由としまして、令和5年度に実施する学校施設の予防保全を図るための改修工事に関する1件、2000万以上の工事の計画及び、針尾小学校の整備に関して1件、600万以上の教育財産を取得することについて提案をするものです。8ページをお開きいただけますでしょうか。

そこに令和5年から9年度の事業計画案と書いております資料についてですけれども、これが体系図となります。事業計画につきましては、昨年度、ご紹介させていただきました、工事費が2000万以上の対象工事を修正しましたので、今回議題に上げまして、再度諮りしたいと考えております。

40年を経過した施設は、財務部資産経営課による総合劣化度評価の高い順及び公共施設適正配置保全実施計画に基づいた更新計画等と整合性を図り、年次計画、改築計画と並行して佐世保市学校再編計画を策定しております。

また、効果的な学校施設の整備を実現するために必要な情報を体系化して、各学校の保全等及び改修事業に関して、施設更新年次計画を作成することによりスムーズな改修事業の推進を行いたいと考えております。上の段の点線の枠をご覧いただいてよるしいでしょうか。

令和5年度から令和9年度着手予定としている部分ですが、その中で更新としまして清水中の校舎今改築工事をしておりますけれども、それと針尾小の校舎の改築と体育館の改築の予定をしております。中里小の校舎の基本設計を令和5年度に計画しております。あと、6年度以降ですが、皆瀬小や早岐中の計画をしております。そして、再編としまして宇久小中と白南風小学校、福石小学校中学校、光海小学校中学校を仮称ですけども、計画をしているところです。増築計画としまして、大塔小学校、祇園小学校を予定しております。

真ん中の段の中央の枠内ですけども、改築計画につきましては、長寿命化改修を原則としまして、その対象建物につきましては、健全性調査を資産経営課が実施しまして、その結果等をもとに、長寿命化改修または改築建て替えですけれども、判断の上、学校再編計画を含めた事業計画を検討しております。

先ほどの、構造体及び健全性調査の説明ですけども、健全性は日常の安全性を測る指標であって、コンクリートの圧縮強度とか鉄筋の腐食度ひび割れ等の劣化状況から、耐用年数を割り出して、長寿命化判定の可否を行っているものです。これは資産経営課の管轄になります。下の段の2ヶ所の枠ですけれども、予防保全の機能の回復を行いますけれども、これについては、9ページを開いていただきますと、5年度の分2校、黒い太枠で表示しております、これが5年度の計画としております。

学校施設の劣化度評価や、定期点検表の結果、また学校からの要望等に基づいた保全改修計画を立てて、計画が策定後、各部位の状況を監視しながら、継続的な予防保全を図る予定としております。

黒枠内の令和5年の計画では外壁改修としまして、小学校では黒髪小、赤崎小、江迎小。中学校では三川内中学校、愛宕中学校、世知原中学校の計6校、建物としては9施設を予定としております。

屋上防水としましては、小学校では相浦西小、江迎小、清水小の給食室、浅子小中。中学校としましては、先ほどの三川内中学校、愛宕中学校、世知原中学校の計7校となります。

また、真ん中の段ですけれども、管理諸室の空調としまして、職員室や保健室等の 老朽化している空調を更新する予定としております。小学校で2校、中学校で1校と、 他にガス管の改修工事を予定しております。

令和6年度から9年度の予定についてはご覧の通りですけれども、文科省の補助を利用できる外壁改修工事等始め、計画的な維持保全サイクルを検討しており、効果的な予防保全の計画を、9年度までですけれども予定しております。

右側の表の中の環境改善の機能向上をさせる部分ですが、特別教室の空調の設置が令和5年度については4か年の計画での2年目になります。文科省の補助を受けて、向上

するようにしております。避難所に指定されている施設から優先順位をつけて、理科室と音楽室に計画的に設置をするようにしております。小学校で計18校、中学校では、令和6年度の空調設備予定の12校において、令和5年度中に事前のアスベストの調査を実施する予定としております。

下の段の表ですが、トイレの洋式化ということで、三川内小学校等の11校、中学校としまして、宮中学校等のトイレの洋式化工事に係る事業で、最終年度の令和5年度末の便器の整備率は85%近くになります。

10ページを開いていただいてよろしいでしょうか。針尾小学校の校舎改築等の事業になります。針尾小学校につきましては、1月に概要をご説明させていただいております。

土地の買収に600万以上の金額が必要となることと、令和3年度に基本的な構想を概略の方では説明ができるようになりましたので、議題に上げさせてもらっております。買収予定地に関しまして、左側の現状配置図の方を見ていただくと、真ん中の方に取得希望地と、書いておりますけれども、そこの①②を合わせた412平米を買収して、敷地の進入路確保のために、隣地の所有者から、取得を希望して、相手方と交渉中でございます。農転等の開発許可後に、資産経営課の方から買収交渉を行って、取得はもう秋以降の予定となっております。

右側が整備完了後の予定の図面となります。真ん中の段の、概略工程に関しましては、令和4年度に旧園舎の解体工事を済ませておりまして、現在開発許可の申請中でございます。また、実施設計を令和5年度の半期までには終了して、設備類の移設から始まって体育館と新校舎の改築の予定としておりまして、今後、令和12年度までかかる予定の工事事業となっております。

説明は以上で終わります。

### 【西本教育長】

はい。ただいま説明ありましたけれども、ちょっと補足説明しないといけないかなと思います。

8ページの上から二つ目の点線で囲んである福石小中というふうにありますが、これは私どもの再編計画の中ではまだ南地区については、崎辺の方に、福石中学校を移すという計画まで言い切っておりますので、これは正確には南地区が出されている成案をとった内容になっております。従って、福石小中ということになりますと、計画を改正しないといけませんので、その辺は含み置きいただいて、これは私たち教育委員会で決めた再編計画の、内容とは違うということで、資料としてはそういうふうにお考えいただければと思います。これはまだ決まっていないことだということです。

今回お諮りしているのは5年度に実施する1件2000万円以上の改修工事と、それから針尾小学校。この二つのことをご報告させていただく、ご理解いただけるということなので、下の予防保全のところの5年度にあるものがこれですよ、それから環境改善でやるのが、これですよ、こういったものですよ、ということで、ご理解いただければというふうに、6年度以降はまた別でございます。そのときに改めてご説明をさせていただくということになろうかと思います。この点についてご質疑等ありますでしょうか。

### 【古賀教育委員】

いいですか。

今教育長から説明があったので、福石小学校の分はわかりましたが、もう福石小の保護者さんの中では、福石中と一緒になるだろうという話が結構広まっています。そこは早く進めたらいいのかどうかわからないですけど、ちょっと何かはっきりしたほうがいいのかなってちょっと思いました。また、質問ですが、針尾小学校はプールが解体したらもうプールがなくなるってことでしょうか。

## 【西本教育長】

教育施設課長。

## 【大宅教育施設課長】

令和4年度に学校とPTAと地元の方々にご説明させていただきましたが、プールは無くす方向で計画はしております。その代わりに、駐車場を広くして、敷地内に車で乗り入れることができませんので、今回、土地を買収して、通路を作ると中まで車が進入できて、学校の駐車場として使えるようにしたいと考えております。

## 【西本教育長】

プールをなくしたあと、プールの授業はどうなりますか。

## 【大宅教育施設課長】

はい。授業については、令和5年度からですけれども、エコスパの方に送迎するよう に計画はされております。

## 【古賀教育委員】

送迎方法はどうなりますか

### 【大宅教育施設課長】

送迎方法はバスをチャーターします。費用は教育施設課の方で負担します。

## 【西本教育長】

教育委員会で予算措置をして、バスの利用をこちらが委託するってことですね。浅 子小中学校は、プールを無くして、小佐々のB&Gで実施しています。

#### 【古賀教育委員】

すいません。9ページの特別教室空調が令和7年度までになっていますが、それで100%の設置になりますか。

## 【西本教育長】

教育施設課長。

## 【大宅教育施設課長】

はい。特別教室はあくまで、理科室と音楽室のみになりますので、それについては 令和7年度までに設置をするようには考えております。

#### 【古賀教育委員】

全校7年度までに終わるのでしょうか。

#### 【大宅教育施設課長】

ただその建て替えとかが絡むところについてはまだ先になります。令和7年度までに 今の設置予定分については、終了する予定となっています。

## 【古賀教育委員】

全校に設置ではないってことですね、予定しているところが終わるだけで、全校設置ではないってことですね。

## 【大宅教育施設課長】

全校設置ではないです。

## 【古賀教育委員】

わかりました。

### 【西本教育長】

学校再編の関係について、新しい学校推進室長。

## 【大藤新しい学校推進室長】

先ほどの福石小中学校の話につきましては、今先般からご報告しておりますように、 教育委員会が策定いたしました、再編計画をもとに9つのグループに分けて、ワーキン ググループ会議というのを編成しています。

これは各地区、この福石のことについてのグループにつきましては、南地区自治協議会、それと崎辺地区自治協議会、役員さん方、それと福石小学校、福石中学校、崎辺中学校、天神小学校、そこのPTAの役員さん方から代表者を出していただいてグループ会議をしております。その会議の中では、まずは南地区自治協議会から出された案も一定私たちが説明した案について協議をいたしまして、両地区自治協議会としては、南地区自治協議会の案がよかろうというふうな流れにその中ではなっています。

一方でPTAの現役の保護者の方々のご意見もということで、ここも話の中では一定南地区の方に傾いているっていうか、今日もワーキンググループ会議を開くこととしておりまして、そのPTAの中でどういった意見がありますか、取りまとめをしてきてくださいっていう、今宿題を出しておりまして、今日その答えをお聞きすることとなっています。

おそらく、その南地区の案を支持されるのではないかなと受け取っていますが、それを聞いた上で、このワーキンググループ会議の一定の方向性は出さないといけないのかなと。これが仮に南地区の案の通りになったとしても、そこではそのワーキンググループ会議での結論ということですので、そこでの一定の問題点の整理ができましたら、次の学校再編を考える会ということで、地域の方々に広く呼びかけて、皆さんどう思いますかっていう会議を開こうとしています。そこで、一定この地域の編成の方針が出されるだろうというふうに考えております。

流れとしてはそうなのですが、その間に、教育委員会の案と違う形になりますので、その教育委員会の違う案で進んでいるかということについては、この教育委員会にお諮りをしたいと。ですから、ワーキンググループ会議で出てきた案を、もう一度教育委員会に戻して、これでお諮りしようかっていう流れにしてとか、そういう噂が流れていても、地域のお考えだというふうになるのかなとは思いますが、教育委員会としてそれを良しとしているっていうことになって、そういう話をされているわけではないということです。

#### 【西本教育長】

署名運動もされてですね。南地区自治協議会としては、要望書を市長宛に出されております。ですから、地域の方々は要望の通りになるのではないか、或いはその署名 運動したことが浸透しているので、そういうふうに思ってらっしゃる方がいると思います。

ただ、今説明ありましたように、我々がまだ崎辺に移す案ですから、そういったものをどこかですり合わせをして、改めて再編案をここで修正する、そのままでいくならできるというふうなこともしないといけません。そういう手続きがまだ済んでないのです。

ここに書いてある福石小中というのはそういうことで、決まっていないことを載せているというふうには見えるのですが、そこをご理解いただければと思います。

#### 【松野教育委員】

確認でよろしいですか。

まず再編に関しては、まず宇久小中、白南風小学校のほうから、実質的に計画に入っていって、そこに年度とかも書いてありますので、二つの白南風と宇久はもう令和8年度から入っていくということが確定していて、それ以降については、まだ再編の方に入っていくような計画段階ではない、いうことで考えてよろしいでしょうか。

#### 【大藤新しい学校推進室長】

そういう今、問いかけに関しましては、宇久小中の部分も、白南風小学校の部分も、 まだ確定はしておりません。確定といいますのは、ワーキンググループ会議のその先 に、新しい学校再編を考える会ということで、地域の皆さん、広く呼びかけて、その 場で、決まりますっていうふうなことで考えております。両方ともそれをまだ開いて おりませんので、その中で、お諮りしようと思っています。ほぼ地元と教育委員会の 案が一致しているということについては白南風小学校の部分はそうです。宇久小中の 部分について、宇久小中を一つの校舎にというところについては、一致をしておりま すが、教育委員会の案では、小学校のほうにとしておりましたけれども、地域の方々 とお話しておりますと、中学校のほうに小中学校を同居させるっていう案の方が強い。 これはどっちもほぼ横なので、どちらでも同じようなのですが、移転した、空き家に なったところに、行政センターなどの行政機能を集約させようとしていることと絡ん でおりまして。地元の方では、道路に近い方にそういった行政機能があった方がいい というふうなご意見もあったりしておりますし、小中学校として使うときにも、裏の グラウンドを考えると、中学校の方に、小・中学校おいたほうが、使い勝手もいいの かなっていうのは、感覚的なお話して、そうだなって思いますので、それが、今の案 の小学校に行くっていう案をここに書いてあります、中学校に行くっていうことにつ きましては、同じく先ほどと、福石小中と同じく、お諮りして、正式に決めないとい けないのかなと思っています。

#### 【中村教育委員】

必要なことをしっかり計画されて、丁寧な調整をしながら進められているということは素晴らしいことだと思っております。

その上で、例えば針尾とかですよ。決まってしまって、着工するとなったときに、ご質問なのですが、令和4年から令和12年までとなると9年、さかのぼっていくと、9年間と言うのは、普通に考えたら時間がすごく長くあけてあるなという印象があって、それはなぜなのかというのとですね、普通に考えたら、もう一気にやった方がコストも安くできるのではないかなと。これだけの期間をかけてされる計画になるのかっていうのも、当然理由があってのことだと思いますので教えていただければと思います。

### 【西本教育長】

教育施設課長。

### 【大宅教育施設課長】

これほど長くなるという理由については、あくまで車の進入が今不可能なので、まずはその通路とかを確保しながら、少しずつ工事を進めていく。さらになおかつ今の校舎、黄色い部分なのですが、2つの校舎を利用しながらの工事ということで、ここは建て替えをしないのですが、あくまでその一番奥のプールの解体とか、屋内運動場とプールの解体をするのにも車の進入ができないということで通路を少しずつ拡幅しながら通路を作って、重機の進入を確保しないと工事ができないと、ブロックみたいに上からこう取るようなものではなくて、実際に使いながらの工事ということと、先ほどの工事車両の進入通路を作りながらの高低差が結構あるところなので、そこは難しくて少しずつ、造成を絡めながらやるっていうことで、もう一歩一歩進めながら、最終的には令和12年度までにかかってしまう大掛かり

な工事になってしまうっていうのが理由です。

## 【中村教育委員】

わかりました。

一般的に合意形成まで丁寧にされているのはわかりますが、決まってしまったらスピーディーにというのが子どもさんとか地域の方にとっても、いいのかなという印象を持っております。以上です。

### 【西本教育長】

3 D的に言うと山の斜面に建っています。そして、入口がもうトラックが入らない 入口しかないということが、遅れの大きな原因となります。

他にございませんでしょうか。

## 【松野教育委員】

一つ確認です。清水小学校の給食棟の屋上防水っていうのがありますけど、これは古い建物だったのでしょうか。清水小そのものは多分、平成18年か19年ぐらいに開校だったでしょうか、まだ時間が経っていないなと思うのですが、給食棟はもう八幡小学校時代からあったものを使っているということですか。だから屋上防水が必要なのでしょうか。

## 【西本教育長】

調べて時間がかかったら後で教えてください。いいですか。

## 【大宅教育施設課長】

はい。申し訳ございません。後から報告いたします。

#### 【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

#### 【全教育委員】

はい。

#### 【西本教育長】

なければ、この学校施設の予防保全計画及び針尾小学校校舎等改築等事業の件に関しては、ご了解いただいたってことでよろしゅうございますか。

### 【全教育委員】

はい。

### 【西本教育長】

ありがとうございました。後で報告をお願いします。

次に、先ほど申しました3件の取り下げの理由についてご説明をお願いしたいと思います。

## 【田中スポーツ振興課長】

はい。スポーツ振興課長です。

# 【西本教育長】

スポーツ振興課長。

- (5) 佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例施行規則の一部改正の件
- (6) 佐世保市宇久地区体育施設条例施行規則の一部改正の件
- (7) 佐世保市江迎地区体育施設条例施行規則の一部改正の件

## 【田中スポーツ振興課長】

はい。議題の方で予定をしておりました、佐世保市吉井地区及び世知原地区、それから宇久地区、それから江迎地区の体育施設の条例施行規則の一部改正を今回、取り下げをさせていただきます。

取り下げの理由といたしましては、今回のこの規則改正で、利用許可申請書の様式を少し修正しようというふうに考えておりました。といいますのも、体育施設を利用するときには、インターネットや紙の申請でもって予約をしていただくことが必要になります。それはネットで完結するのですが、予約が取れた後の本申請を、書って、各施設所管のところに出していただかないというようなことになりました。許可申請書の方にこの吉井、世知原、宇久、江迎はコミュニティセンターの方で許可をしていただいていたのですが、事務軽減を図るために、決裁欄を前もっておいていただけないかというふうに言われました。今までは申請書がありまではいておいていただけないかというふうに言われました。今までは申請書があります。その申請書の余白にわざわざそのコミュニティセンターの事務の方が、決裁したら、その申請書の余白にわざわざそのコミュニティセンターの事務の方が、決裁したら、その申請書の余白にわざわざそのコミュニティセンターの事務の方が、決裁したら、その申請書の余白にわざわざそのコミュニティセンターの事務の方が、決裁していておいただけないかざるというふうなことで、年間いたります。以上です。以上です。

## 【西本教育長】

はい。よろしゅうございますか。

# 【全教育委員】

はい。

## 【西本教育長】

それでは、次の⑦佐世保市体育文化館条例施行規則の一部改正の件について、ご説明お願いいたします。

## (8) 佐世保市体育文化館条例施行規則の一部改正の件

### 【田中スポーツ振興課長】

資料につきましては、当日配付①と書かれました資料の1ページ目をお開きください。 右上に議題⑦としております。体育文化館条例施行規則の一部改正の件になります。 まず、提案理由といたしましては、佐世保市体育文化館条例施行規則第11条、入館 の拒否等に関する事項につきまして、その条文に不適切な部分があり、この条文と同 様の条文がありました他の自治体で問題になったことから、今回改正を行うものとい うふうになっております。

理由の方を少し補足させていただきますと、長野県内の自治体が所管している施設におきまして、不適切な部分があったということで、資料3ページ目をお開きください。そこに新旧対照表をお付けしております。改正前のところに、第11条の第1号。感染症にかかりまたは精神に異常があると認められるものという、表記をいたしまして、入館拒否等の事項を設定しております。この長野県内の自治体の方で、この精神に異常があると認められるものというふうな表現が、これが不適切ではないかということで、問題となりまして、全国的に報道されたということで、他の自治体でも、そこをちょ

っと問題視されまして規則改正と条例改正等を行う自治体が見受けられました。

今回この第1号を削除し、順次繰り上げて、改正後の第1号としまして、泥酔者及び伝染性の疾患を有するものということで、これにつきましては、この体育文化館以外の他の施設の施行規則の方では、この表現ですべて統一して設定をしております。この文言表現については、総務部総務課の方からも問題ないというふうに聞いておりますので、体育文化館の方もそれに合わせて、統一をしたいというようなことで、今回改正をするものになります。説明は以上になります。

# 【西本教育長】

はい。ただいまの説明について、ご意見よろしいですか。

それではお諮りをいたします。佐世保市体育文化館条例施行規則の一部改正の件については、原案の通りご承認いただいてよろしゅうございますか。

### 【全教育委員】

はい。

## 【西本教育長】

ありがとうございました。それでは次です。

佐世保市立小・中学校および義務教育学校処務規則の一部改正の件についてご説明 をお願いいたします。

## 【栗林学校教育課長】

学校教育課長です。

### 【西本教育長】

学校教育課長。

## (9)佐世保市立小・中学校および義務教育学校処務規則の一部改正の件

#### 【栗林学校教育課長】

佐世保市立小・中学校および義務教育学校処務規則の一部改正の件についてご提案 します。資料につきましては、右上に当日配布1となっております資料の4ページをお 開きください。

提案理由としまして、本市処務規則で規定しております、小中学校等の指導要録等の様式につきまして、令和5年4月1日から、県推奨システムである統合型校務支援システムの導入に伴い、方式の見直しを実施したことにより、規則の一部改正を行うものです。

提案理由をもう少し説明いたします。指導要録の様式につきましては、今年度まで、本市独自の校務支援システムで電子化したものを持ち、指導要領等を作成しております。令和5年度から県推奨システムある統合型校務支援システムを導入することに伴い、県内で統一された様式に合わせることとするものです。今回の見直しにつきましては、指導要録等の評価内容の見直しを行っておらず、様式について、表題等が文言の変更や体裁の変更を行っております。また、出席簿の様式につきまして、小中学校別としておりましたものを今回、小中学校統一の様式に変更したため、様式の中学校の様式の削除をしております。

具体的な変更点ですけども、資料の24ページ、新旧対照表をご覧ください。小学校の指導要録、改正前、改正後ということで評価内容等については変更ありませんけども、体裁等の変更を行っております。具体的には、改正前、小学校及び中学校前期課程指導児童指導要録となっているのが、改正後については小学校児童指導要録という

ふうに文言の訂正になっているものです。

資料の39ページをお開きください。39ページにつきましては、現在小中学校の出席簿につきまして、1時間から6時間まで授業の内容等も記入できる出席簿の様式を作っておりますけども、今回、小学校中学校に統一したとするものですから、削除して、38ページの様式3号の3、第四条関係の統一した出席簿の様式を変更するものでございます。

以上が改正案についてです。ご審議よろしくお願いします。

## 【西本教育長】

はい。ただいま説明がありましたけれども、委員の皆さんから何かご質疑等ありま すでしょうか。なければ、よろしゅうございますか。

# 【全教育委員】

はい。

#### 【西本教育長】

それではお諮りをいたします。佐世保市立小・中学校および義務教育学校処務規則 の一部改正の件については、原案通りご承認いただくということでよろしゅうござい ますか。

## 【全教育委員】

はい。

## 【西本教育長】

ありがとうございます。それではそのように取り計らいたいと思います。

それでは、⑨になります佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件です。事務 局からご説明お願いいたします。

#### 【栗林学校教育課長】

学校教育課長です。

### 【西本教育長】

学校教育課長。

### (13)佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件

#### 【栗林学校教育課長】

佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件についてご提案いたします。資料につきましては右上に議題の⑨と書かれた資料をご覧ください。

提案理由です。まず、現状の佐世保市立幼稚園条例施行規則において、給食の提供を受けているものの、保護者に対する給食費について記載はありますが、給食の提供を受けている職員等に対する給食費を定める記載がないため、加筆を行います。

提案内容です。現行の佐世保市立幼稚園条例施行規則において、給食費の額は以下のように記載されております。幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者から徴収をさせていただいております。月額3,500円、1食単価220円となっております。幼稚園給食を受ける職員等に対しては、給食費に相当する費用の徴収として、上記の表を準用しており、現行の佐世保市立幼稚園条例施行規則において、幼稚園給食を受ける職員等の給食費の額の記載がありませんでした。そのため、幼稚園給食の提供を受ける職員等に対し、給食の提供を受ける場合の費用を定める額がわかるよう、幼稚園給食の提

供を受ける園児の保護者の給食費の額と、幼稚園給食の提供を受ける職員等の給食費の額の表を、2枚目になりますけども、以下の通り別々に作成することとしております。

なお、後から提案があります小中学校等の給食費の対応ですけども、食材費の高騰により令和4年度と同額の給食費では、同等の給食を提供することは難しく、幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者及び職員等の給食費の値上げを実施するものとしております。そこで、まず表を二つに分けた上で下段になります幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者につきましては、急激な食材費の高騰のため、公的負担を行い、令和5年度の給食費は以下の通り、園児の給食については据え置くということで提案をします。

新旧対照表をご覧ください。45ページになります。改正前はこれまで1つの表として、 給食費を示していたものを、まず二つに分ける、別表1で示した上で、附則です。この 規則は令和5年4月1日から施行する。令和5年度に実施する幼稚園給食に関する特例措 置、令和5年度に実施する幼稚園給食に対する給食費の額、別表1の規定にかかわらず、 次の表とするということで、園児の給食については月額3,500円を据え置くということ にしております。

以上、改正案の提案です、ご審議よろしくお願いします。

## 【西本教育長】

提案理由は分けるだけしか書いておらず、給食費の値上げについては触れてなかった。提案理由は、職員の給食費を定める記載がないため、加えるということと、もう一つは、給食費の食材高騰による値上げっていうのが、提案理由になるのかなと思います。

## 【栗林学校教育課長】

記載に不備があり、申し訳ございません。加筆を行うものと、給食費の高騰による 対応ということが提案の内容になっております。口頭で申しわけございません。

### 【西本教育長】

そういうこととご理解の上、ご審議お願いいたします。

### 【全教育委員】

はい。

### 【西本教育長】

皆さんから何かご質疑等ございますか。よろしいですか。

それではお諮りをいたします。佐世保市立幼稚園条例施行規則の一部改正の件、原 案の通りご承認いただくということでよろしゅうございますか。

#### 【全教育委員】

はい。

#### 【西本教育長】

ありがとうございます。

次です。⑩令和6年度(2024)使用小学校教科用図書採択の件でございます。 説明お願いいたします。

## (14) 令和6年度(2024)使用小学校教科用図書採択の件

## 【栗林学校教育課長】

学校教育課長です。

続きまして、議題⑩令和6年度2024年度使用小学校教科用図書採択の件につきまして ご提案いたします。資料につきましては、当日配布資料の46ページをお開きください。 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、義務教 育諸学校において使用する教科用図書については、法令で定める期間である4年間、毎 年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっております。教科書採択のス パンの前提につきましては、提案理由で説明しましたが原則的には4年に1回の採択と なっております。令和5年度は、表題にあります小学校全教科の教科用図書の採択が、 このたびの提案となります。なお、採択いただく教科用図書は、令和6年度から小学校 義務教育学校前期課程で使用されることになります。

教科書採択の流れです。49ページをお開きください。資料49ページの右側に関係法令の一覧を示しておりますが、これらの法令に基づく文部科学省や県教委の指導に基づいて、①調査研究の実施、②選定委員会の設置及び選定作業、③採択審議委員会、④教育委員会の採択、この流れでの教科書の採択をご提案します。資料につきましては、49ページ左側に、下段の方から今の流れを説明するものです。なお、表の下から二つ目、三つ目にございます、小学校調査員による調査。小学校選定委員会による調査につきましては、条例により置くことができるとされております。

47ページをお開きください。49ページの左側に概略が載っておりますけども、47ページにその詳細を載せております。もう一度繰り返しますけども、関係法令に基づき、文部科学省や県教委の指導に基づいて調査研究の実施から、選定委員会の設置及び選定作業、採択審議委員会での審議決定、教育委員会による採択の流れをご提案します。なお、表の欄にあります、小学校調査員による調査、小学校選定委員会の調査につきましては、条例により置くことができるとされております。教育委員会で採択いただく教科書の研究を充実させるために設置することをご提案いたします。

続きまして選定委員会の流れについてです。まず、教科書の採択につきましては、全校での教科書の巡回を活用して、各学校での意見の集約を行います。これが下段になっております。と同時に、調査員がすべての教科書について研究を行い、調査資料を作成し、選定委員会に報告することとなっております。選定委員会は、調査員の作成した選定資料等を活用しながら選定を行い、採択審議委員会に推薦者を二、三社報告いたします。選定委員会の報告を受けた採択審議委員会では、教育委員会に推薦する教科書を2、3社決定します。47ページにおける調査研究選定委員会の構成、採択審議委員会の構成につきましては、前回の状況を踏襲したご提案としております。

特に採択審議委員会から教育委員会の推薦につきましては、二、三社を推薦しますけども、順位づけするかしないかにつきまして、ご意見をちょうだいできればと考えております。

教科書の採択権者は教育委員会ですので、この二、三社以外、前回の状況をご報告しますと、教科によってばらつきはありますが最大で16社教科書を調査しております。よって、この二、三社以外の教科書から採択することも可能ということを確認した上でのご提案となっております。

以上が教科書採択事務の流れに関するご提案です。

なお、教科書採択につきましては、保護者や地域住民への説明責任を果たし、疑念の目を向けられないよう、公平性、透明性を確保するために、特に検定申請の取り扱い、また、教科書採択の公平確保、教科書発行者との関係、情報提供につきましては、全教職員に対しまして、厳に指導の徹底を図っております。

資料50ページをご覧ください。今後の具体的なスケジュール案を記載させていただいております。直接的な採択業務としまして、本日の方針決定。第1回採択審議会につきましては5月の定例教育委員会におきまして、内容報告を差し上げたいと考えております。その後、7月に2回、8月に1回予定しております、第2回3回4回の採択審議委員会選定委員会につきましては、可能な範囲で、委員の皆様にも傍聴していただき、教科書採択に向けて理解を深めていただければと考えております。

以上、ご提案になります。ご審議よろしくお願いします。

## 【西本教育長】

はい。ただいま説明がありました。教科書選定のまず流れと、条例で定めた調査員選定委員会の設置、それから日程、そして最後には51ページに、採択審議委員会の要望ということで、それぞれのご出身の推薦をいただくところの、そこまでを議題ということでとらえてよろしいかと思いますが、各委員のご質疑をお願いいたします。

### 【古賀委員】

すいません。全教科で何教科になりますか。

## 【栗林学校教育課長】

学校教育課長です。申し訳ございません。学年によって違いますので後で調べて確認してご報告します。

## 【中村教育委員】

中村です。初めてなので、今までのことを教えていただきたいです。4年に1回審議されるということですけど、16社とおっしゃったのは16の出版社が用意したものということでしょうか。それから、4年間使って、継続的に使われる確率と、もうそれも見直されて変わるというのはどれぐらいの頻度で起こっているのかというのを教えていただければと思います。

### 【陣内学校教育部長】

学校教育部長です。久しぶりの採択になりますので、全体的な話を少しさせてください。まず、小・中学校義務教育における教科書っていうのは、主たる教材として使用が義務づけられているものでございまして、義務教育の内容を左右する大変大きな主たる教材になります。そのようなことから、教科書の採択に関わっては、教育委員会の大きな権限の一つとされておりまして、現場の先生方でお決めになるのではないかといった誤解もあるのですが、教育委員会の独自権限で決められるものであるというのが、大前提でございます。ですから、どんなに他の会社が推薦されていても関係なく、教育委員さん方のご判断で、1社を選択することができるって大変重たい業務になります。

この教科書の採択に関わっては4年に1回採択替えを行い、そのあとその4年間は同一の教科書を原則的に使うっていうものでございます。なお、時々ですね途中で検定が新たに行われたりして、イリーガルで採択が可能なときもあるのですが、基本的に4年っていうことで、ただ教育委員会の最大権限と言いながらも、現場の先生方のご意見とか地域の皆さんのご意見、学識経験者のご意見等、二重三重に広く多角的に把握した上で決定していただきたいということで、47ページをお開きいただいていいですか。

採択審議委員会というのが上から2番目、四角囲みの中に採択審議委員会というところがございますが、これは条例において設置が義務づけられておりまして、学識経験者、保護者、地域住民、学校教育関係者、教育委員会事務局の職員等において、一定の採択審議をして、その結果を教育委員会に報告をすること。この報告を受けた上で教育委員会が独自の判断をすることはマストになります。

なお、この採択審議委員会の審議をさらに二重三重重層的にするために、選定委員会を置くことも可能です。必置ではありませんが置くことも可能です。またその下に、その選定委員会を二重三重にサポートする意味で、調査員を置くことも可能になります。

また、その調査員等の調査の中に加味するために、すべての学校のすべての教職員に、教科書巡回してそれぞれの学校で研究をしていただくことも可能です。ですから、今回の提案の大きな一つ目は、マストになっているところは採択審議委員会ですが、

その他の置くことができるという選定委員会、調査委員会も置いてよろしいでしょうか。置いた方が、二重三重の審議になるのではないかというのがまず事務局の提案っていうことになります。

### 【西本教育長】

よろしいですか。

#### 【松野教育委員】

はい。ぜひ置いていただいて。

## 【西本教育長】

ではお諮りをいたします。

令和6年度2024年使用小学校教科用図書採択の件について、そのように取り計らって よろしゅうございますか。

## 【中村教育委員】

すいません。先ほどご提案に順位づけをするかしないかの部分があったのですけど、要するに審議委員会の方から教育委員会の方へ二、三社分を出すということで、その時に1番2番3番を作るか、上位3という形ですかっていうことで、確認をということがあったのですが、これまではどんな形だったのでしょうか。

## 【栗林学校教育課長】

学校教育課長です。前回の採決の際にはこの2、3社については、フラットで報告があっております。A社が1位、B社が2位という順位付けではなくてフラットで、報告を受けた上で、それぞれの二、三社の特徴的なもの、すぐれているところ、課題と見えるところ等をまとめてもらったものが報告として上がっております。

## 【陣内学校教育部長】

ここがですね、大変難しいところで、調査をしていただくのか、選定をしていただくのか、もうどちらを中心に考えるかというところで、これまでですね、三つのパターンがございました。3社なら3社研究をしていただく、すべてをフラットで順位をつけないで、良いところ、特徴的なところ、残念なところも、ほぼ同じ分量で書いていく完全な調査というケースもございましたし、ある時は1番2番3番と推薦順位を書いてください、まさしく選定をしていただいたこともありましたし、ある時は順位をつけずに、ただ、良いところ悪いところは同じ量じゃなくて、良いのがたくさんあればたくさんいいところもあるし、ネガティブな部分がたくさんあればネガティブな部分もたくさん出てくるといった、出し方で書いてくださいといったこともございました。この三つのパターンが過去3回、3回とも変わっていると思います。

選定委員会それから調査委員会の設置含めて、また設置をした上でどのような報告を求めるか含めて、ここでご判断いただければそれに基づいて自己評価を進めていきたいです。

### 【西本教育長】

よろしゅうございますか。

### 【全教育委員】

はい。

### 【西本教育長】

それでは改めて諮りします。令和6年度2024年使用小学校教科用図書採択の件につい

ては、ご提案のとおり了解をいただいたということでよろしゅうございますか。

## 【全教育委員】

はい。

## 【西本教育長】

ありがとうございます。

## 【西本教育長】

次です。佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件についてご説明お願いします。

## (15) 佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件

## 【有富学校保健課長】

学校保健課長です。資料は当日配付①59ページになります。議題の⑪になります、 佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件でございます。

提案理由といたしましては、12月の教育委員会の方でも給食費の値上げの案について報告をさせていただいたところでございますけれども、昨今の物価高騰の影響により、学校給食における食材費が高騰していることから、学校給食の提供を受ける児童生徒、保護者教職員から徴収する学校給食費の額を改定するものでございます。

ただし、保護者の負担軽減を目的に令和5年度につきましては、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を利用いたしまして、学校給食の提供を受ける児童または生徒の保護者に限り、学校給食費は令和4年度と同じ額とする経過措置を設けるものでございます。特例措置といたしまして②にお示ししておりますように、令和4年度の給食単価を定めることとしております。1ページめくっていただきまして60ページが規則の改正の部分、それから、61ページが改正前と改正後の新旧対照表となっております。以上でございます。

### 【西本教育長】

ただいま説明がありましたけれども、学校給食に関する条例の施行規則、値上げの 部分について、何かご質疑等ありますでしょうか。

#### 【松野教育委員】

よろしいですか。先ほど幼稚園の場合は保護者から徴収する園児の部分はあげないけれども、職員の分はということが、確認であったと思うのですが、いわゆる小中学校の職員の方は特に分けなくてよろしいのでしょうか。

### 【有富学校保健課長】

学校教育課長です。附則の2の部分のところに書いております通り、この経過措置を設けるのは、学校給食の提供を受ける児童または生徒の保護者ということで、この表を適用するということになりますので、その他の教職員等につきましては、別表第1が適用されるということになります。

#### 【松野教育委員】

わかりました。ありがとうございます。

## 【中村教育委員】

この規則とはちょっとずれるかもしれないですが、いろんな食品が上がって、値上

げも当然やむを得ないと思いますが、調達されるときに、もう子供たちが毎日食べる物ですから安全性の確保とか、鮮度の確保とか、その管理とか、当然ちゃんとやればやるほど、安全性の確保をちゃんとやるというのはコスト上がると思いますし、管理も鮮度を保とうとすれば設備投資もいるし、それを入札で安いものだけ買うとしたら、そういうのが劣化するリスクがあると感じるのですが、そのあたりをきちんと管理するっていうのはどのようにやられているのか教えていただければと。

## 【有富学校保健課長】

学校保健課長です。食材につきましては、佐世保市学校給食会の方を通して購入しております。その中で、まず納入する業者の方の選定委員会というものを開いて、その中で調達する物資によっても違いますが、そういうところでまず業者さんを選定した上で、見積もりを今度もらっていくというような形になっております。

青果物につきましては、佐世保市卸売市場の方で仕入れられたものを納入していただいているということでございます。いずれも学校給食会の方で、確認等を行っておりますので、品質等については問題ないものと考えております。

## 【中村教育委員】

ありがとうございます。

## 【西本教育長】

よろしゅうございますか。

## 【全教育委員】

はい。

#### 【西本教育長】

それではお諮りします。

佐世保市学校給食に関する条例施行規則の一部改正の件は、原案の通り、ご了承いただいてよろしゅうございますか。

## 【全教育委員】

はい。

## 【西本教育長】

ありがとうございました。

議題の最後になりました。佐世保市立図書館規則の一部改正の件です。

## (16) 佐世保市立図書館規則の一部改正の件

### 【中尾図書館長】

図書館長です。当日配布資料の62ページをお願いいたします。

佐世保市立図書館規則の一部改正について提案いたします。詳細については、館長 補佐の方から説明いたします。

## 【谷口図書館長補佐】

館長補佐です。提案理由でございます。

個人情報保護に関する法律の一部改正による佐世保市個人情報保護法施行条例の施行に伴い、佐世保市個人情報保護条例が廃止されるため、当該条例の題名を引用している規定の改正等を行うものでございます。新旧対照表によりご説明いたします。

資料の64ページをお開きいただきたいと思います。左が改正前、右が改正後となっております。様式1「利用登録申込書」でございます。様式の下の方、お願いのところに下線を引いております。佐世保市個人情報保護条例を個人情報保護に関する法律及び佐世保市個人情報保護法施行条例に改めるものでございます。なお、様式の上、第1条につきまして、第5条を第22条に改める改正をしております。こちらにつきましては、令和4年4月1日、中央公園リニューアルオープンの際、有料化されました図書館駐車場に関する条例の規定を施行させており、引用条項にずれが生じたものでございます。

本来であれば、その時改正すべきものでしたが、遺漏しておりましたので、今回あわせて改正をお願いするものでございます。

最後65ページでございます。様式中の引用している条例の改正につきましては、令和5年4月1日から、第1条の引用条項の改正につきましては公布の日から施行します。 説明につきましては以上でございます。

## 【西本教育長】

はい。ご質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。

## 【全教育委員】

はい。

## 【西本教育長】

それではお諮りします。佐世保市立図書館規則の一部改正の件について、原案の通りということでよろしゅうございますか。

## 【全教育委員】

はい。

### 【西本教育長】

ありがとうございました。 教育施設課長。

# 【大宅教育施設課長】

先ほどのご質問について、お答えをさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

### 【西本教育長】

はい。

#### 【大宅教育施設課長】

先ほどの清水小学校の件、給食室でございますけれども。中村委員がおっしゃった通りそんなに古くはないのですが、2006年に建てまして、15年ほど経過しております。まだ建物としては古くはないのですが、今写真をお示ししている通り、給食室の屋上には花壇がございまして、その花壇のブロックの脇からですね、雨水等が給食室の方に流れ込んできております。その改修工事を全面的にするという工事になります。

令和5年度の改修工事についても、花壇のブロックを全部撤去して、全部防水シートを貼ろうと考えております。今もアスファルト防水をしているのですが、雑草の根などをはって、そこから浸食して雨漏りになっているという状態になっております。屋上に花壇があることも良いことと思うのですが、やはり10年以上経つと雑草が生えてきまして、メンテナンスをいつもしておかないと雨漏れが多くなってしまうということになります。花壇を撤去して、改修工事を行う予定としております。説明は以上です。

## 【中村教育委員】

ありがとうございました。

#### 【西本教育長】

よろしいですか。

## 【中村教育委員】

はい。

## 【西本教育長】

それでは議題についてはすべて終わりました。少し休憩を取りたいと思います。 残りはあと協議事項、報告事項です。手短に説明していただくという前提で、5分ほど休憩をさせてください。よろしゅうございますか。

## 【全教育委員】

はい。

(休憩)

# (17) 佐世保市教育振興基本計画(第4期)の策定について

## 【西本教育長】

それでは時間が参りました。

協議事項、佐世保市教育振興基本計画(第4期)の策定についてということでございます。説明をお願いいたします。

## 【松尾総務課長】

総務課長です。

### 【西本教育長】

総務課長。

#### 【松尾総務課長】

はい。事前に配布していた資料の中に、協議事項として1点あったかと思います。事前に郵送でお送りしていた資料の中で括弧して協議と書いています。

教育基本法の方で、教育振興基本計画を国は必ず作らないといけない。地方公共団体は努力義務として作るようにというふうに定められておりまして、どこの自治体さんも、教育振興基本計画を、国の教育振興基本計画を参酌して作っているっていう、そういった位置付けのものになります。これが教育委員会の行政を進めていった際のマスタープランっていう位置付け、最も上位にある計画ということになっております。

現在の佐世保市教育振興基本計画はお手元の方に置いております第三期の教育振興基本計画を令和2年3月に策定をしておりまして、令和5年度までの計画になっておりますので、これを来年度策定しまして、令和6年度から新しい第4期の計画を進めていきたいというふうに考えているものでございます。

さらに、佐世保市総合計画、佐世保市のマスタープランという位置付けの総合計画がございまして、当然ですけれども総合計画と整合をとりながら、教育振興基本計画を策定するっていうスタンスでいくことになろうかと思います。総合計画の方も、令和5年度までの計画になっておりまして、来年度策定の作業に取りかかることになりま

すので、そこと連携しながら作業を進めていくことになります。

総合計画の方はちょっと難しい面がありまして、一つ市長選があるということで、 現役の市長が不出馬を表明されてらっしゃるものですから、おそらく市長が変わるだ ろうということを想定してスケジュールの方を考えております。

1ページの二つ目の項目のところにスケジュールの方入っておりまして、今第7期の総合計画なのですが、基本構想部分は変わらない、ですから、今の総合計画を踏襲して進めていくよっていうふうに、新市長がご判断されれば、議会の議決なしでそのまま進めていくこともできます。

一方、やっぱりぜひちょっと違った政策の方向性っていうのを打ち出したいってことであれば、その部分を変える、そうすると法律で議会の承認を経る必要がありますので、議会承認のスケジュールが出てくるっていうことで、ここに議会承認を前提としたスケジュールの方を載せさせていただいています。大まかなスケジュール説明させていただこうかと思いますけども、その辺の新市長がどうお考えになって、総合計画をどういうふうに作っていかれるのかっていうのが今後決まっていきますので、このスケジュールはもしかしたら変わっていくのではないかなという、そういう前提でご説明の方聞いていただければなと思っております。

2項目目に予算の方は獲得をいたしました。100万円弱の予算で、ほとんどが検討委員会の報酬の予算になります。年度が明けたら早速ですけれども、附属機関の設置の 実施要綱の方を策定したいというふうに思います。

そこでご相談ですが、次のページ、2ページ目をご覧ください。ここに事務局の案として選考委員会、今後の佐世保市の教育行政を考えるのにこんなメンバーで考えていったらどうかというメンバーを載せています。今お手元の方に、教育振興基本計画をお配りしていますけれども、一番最後から2枚目、ページでいうと86ページになりますけどちょっとご覧いただけますでしょうか。今日はですね、協議事項ですので、何か決定していただくわけではなく、ご意見をいただきながら、今後ご相談しながら進めていこうかと思っています。86ページは第3期計画の策定委員会の皆様でございます。先ほどの協議資料の2ページ目ですけれども、この第3期を踏襲する形で提案の方をさせていただいています。こういったメンバーなのか、新しい政策課題が見受けられるのであれば、他のメンバーを加えた方がいいのか、そういったご相談の方は今後ちょっとさせていただきたいなというふうに思っておりますので、ちょっとご覧をいただければというふうに思っております。

そういった相談をさせていただきながら、1枚目に戻りますが4月に検討委員会の実施要綱の策定をしたいと思います。できれば、市長選が終わった後の5月の連休明けになるかと思いますけれども策定委員会の方、一度お集まりいただければなというふうに思っています。

そのあと5月、7月、9月、最後に12月に策定委員会の方を開催して、教育政策についてご議論をいただく、大体10月ごろに中間素案をいただいた後にパブリックコメント、市民のご意見も聞きながら、最終案を12月に決定したい。議会の方にも3月定例市議会の方でご報告するっていう、大まかなスケジュールをこういったふうに考えております。

2ページをご覧いただけますでしょうか。5番目の項目になります。教育大綱というものがあります。これが地教行法で定められておりまして、平成27年に地教行法改正になった時に新たに加わったもので、以前は教育委員会と市長って明確に分かれていて、市長が教育行政のことにはほぼ口を出せないという制度だったのですが、時代が変わりまして、選挙で選ばれた市長が一定教育行政にも意見を言ってもいいのではないかっていうことで、二つの制度が設けられました。

一つが、総合教育会議です。市長が主催して教育委員会と意見交換を行うっていう、皆さんもこの間開催させていただいて、意見交換をさせていただきました。もう一つが、教育大綱、市長が教育に対してこんな考え方を持っているということを教育委員会に指し示して、それを参酌しながら教育委員会も教育政策を進めていくという教育

大綱があります。

朝長市長の方も教育大綱をお示しになられまして、朝長市長のお考えは、教育委員会とは常に意見交換しながら、同じ考え方でやってきているということで、この教育振興基本計画の方に佐世保市教育方針と努力目標が定められているのですが、それそのものが、私の教育に対する考え方、教育大綱ですよというふうにおっしゃっていただいたので、それが今教育大綱という整理になっています。

市長が今度代わられた場合に、どういったお考えをお持ちなのかどうかわかりませんし、みずから教育大綱をお示しになられる可能性も十分にございますので、そういったものを見ながらですね、教育行政を考えていきますし、佐世保市の教育方針と努力目標、第1期の教育振興基本計画から変えていないのですが、今度は変えていくっていう動きになるかもしれないってことで、考えております。

説明は以上でございます。

## 【西本教育長】

協議事項として、教育委員会の基本になります教育振興基本計画の第4期について説明がありました。委員の皆様から何かご質疑等ありますでしょうか。

策定はしなければいけませんので、一応、今後のスケジュールを概略お認めいただければ、市長選の後にでも市長とも相談しましてですね。内容的なものを方向性について、大綱も含めて指示があれば、またここでお諮りをするということになろうかと思いますが。その流れで進めてよろしゅうございますか。

## 【古賀教育委員】

1個だけ。策定委員のメンバーさん14名前回いらっしゃっているのですが、佐世保にはもう1個県立大があるので、県立大の先生と、幼稚園小中の先生いらっしゃるので、高校の先生も入ってくださると繋がりができるのかなあと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

### 【松尾総務課長】

総務課長です。特に高校の先生たちっていうのは、今私学助成の見直しを進めておりまして、意見交換の場を設けさせていただいておりますので、ちょっと考えていきたいと思います。県立大の先生について、大学の先生が増えるのはどうかなっていうにも思いますが、ちょっとそれは検討させて、相談をさせていただきたいなというふうに思います。

#### 【西本教育長】

よろしいでしょうか。

#### 【古賀教育委員】

はい。

#### 【西本教育長】

それでは、そういうふうな方向性で進めて参りたいと思います。ありがとうございます。報告事項に入りたいと思います。時間も押していますので、説明は簡略にお願いたします。それではまず、令和6年度国・県要望についてご説明お願いします。

## 【田中スポーツ振興課長】

スポーツ振興課長です。

### 【西本教育長】

スポーツ振興課長。

# (18) 令和6年度国・県への要望事項について

## 【田中スポーツ振興課長】

はい。事前にお配りしておりました、報告事項と記載された資料の方をご覧いただければというふうに思います。ページにつきましてはそこの報告事項のページの2ページ目をお開きください。県要望のみになりますけども、教育文化の充実ということで、項目としては30番、県立武道館の機能拡充についてご説明をさせていただきます。それでは、3ページ目をお開きください。

県要望の新旧対照表です。県立武道館の機能拡充についてということで、大きな変更等はございません。ただ、時点修正といたしまして、スポーツ推進計画に関しての記述を追記させていただいたところになります。この要望につきましては、県北地域における弓道競技の普及、それから競技力向上といったようなところを目的といたしまして、県立武道館弓道場の機能拡充ということで、佐世保中央公園内に遠的用の競技施設の整備をお願いするところになります。

理由につきましてはこの2段落目から4段目にかけて、要望する理由等の詳細を記載しております。そして6番目、網掛けをしていますけれども、今回追記をさせていただいたスポーツ推進計画に関する部分の記述になります。新しいスポーツ、佐世保をはいる。新しいるでの進捗につきましてですけれども、毎年度県教育方の体理と協議を行って、情報共有に努めております。県の体育保健課のお考え定理は、弓道の競技力振興と向上といったようなところにつきましていただいでいるのですが、ただ遠的競技が国体等の一部大会に限るというにとれから、県が所有していらっしゃいます施設についるというふうないます。したら、県が所有しているかなか難しい状況が続いているというふう時にでいまして、なかなか難しいといった状況になっております。しかしなが競技の普及に、当然、県北地域における弓道競技の普及にないら競技力向上に大きく寄与するということが考えられますので、今後も引き続要望を行っていくというところでございます。スポーツ振興課の説明は以上です。

### 【武尾社会教育課長】

社会教育課長です。次に、同じく資料の6ページをお開きください。

県立世知原少年自然の家運営存続についてです。

本要望につきましては、当該施設を所管する県教育委員会から令和元年の12月に県議会において、この同施設を令和3年度以降廃止することで検討を進めているということで報告があっておりました。その後、令和2年の2月の県議会の一般質問に対する答弁におきまして、廃止時期を延期する旨の考えが示されまして、さらに今月の9日に県教育庁生涯学習課長から、県立世知原少年自然の家の運営については、令和6年度4月から日帰り施設として運営する旨の通知がありましたことから、このことを受けまして、内容の見直しの要望を行っているものでございます。

変更点といたしましては、6ページ中段の下から右のところでございますが、まず施設存続と健全な運営の確保では、令和6年度から日帰り施設への移行に向けまして、必要な施設等の改修等について配慮をすることということで要望させていただいておりまして、同じく7ページの中段、青少年の豊かな体験機会の確保の部分では、各種ソフト事業の継続並びに実施について配慮すること。そして、同じく7ページの下段でございますが、施設運営に関する地元への十分な協議・機会の確保の部分では、引き続きまして地元及び指定管理者との十分な協議の場を確保することとしておりまして、今回、県立世知原少年自然の家の運営について、県から示されました内容について対応した要望理由に変更いたしまして、同施設の運営存続について、県に対して要望して

参りたいと考えております。

以上、国・県要望に関する報告を終わります。

#### 【西本教育長】

はい。ただいまの説明につきまして、ご質疑等ありますでしょうか。

### 【松野委員】

県立武道館もいろんな点で要望していくことになるかと思うのですが、その一つ近隣のいわゆる弓道関係は特に遠的ですかね、それの競技者とか大会とか、実際に人数とか大会の回数とかどれぐらいあるのでしょうか。

## 【田中スポーツ振興課長】

はい。スポーツ振興課長です。遠的競技につきましては、基本的には国体、それから県民体育大会、この2種類が多くございます。それから、弓道の有段者の中でも、5段以上の特に上位の方たちが参加される大会でないと遠的競技は開催されないというふうになっております。競技人口等につきましては、県北地域においては、大体、200名弱、150名から160名の間で推移をしてきているところになります。大半は高校の弓道部の生徒さんたちが、人数多いわけですけれども、一定やはり社会人の方々でも、まだ続けていらっしゃいます。

県民体育大会等の協議参加者数につきましてはちょっと持ち合わせがないので、わかりませんけども競技人口的には大体それぐらいになります。

## 【西本教育長】

他にございませんか。

#### 【松野委員】

もう1点です。世知原少年自然の家の方ですけど、一応もうこれでいい、要望書に書いてある通り令和5年の3月議会で令和6年度から日帰り施設になるということで、施設そのものを日帰り施設用としてのものに整備していくっていう要望になるってことですかね。

### 【武尾社会教育課長】

社会教育課長です。施設の存続についての要望を行っておりまして、県立世知原少年自然の家は、日帰りでのご利用が特に多く、沢登り等の体験等をしていただくということが得意な施設でございまして、そういったこともありまして、コロナ渦においても日帰りでの利用者数がそう落ちない状況がございました。そういうところも加味しまして、県の方も日帰り施設で、宿泊の方については、青少年の天地の方に集約をするということでのお話をいただいておりまして、佐世保市といたしましてもそこに向けて、十分な地元との協議をやっていただくこと、それと十分な施設を整備していただくということで、要望して参りたいと考えております。以上です。

#### 【西本教育長】

そもそもですね、全廃だったそうですよね。要望を重ねて、地元とも協議していただいて、日帰り施設として存続する、後はそれをどういうふうに使うかが残る。これについては県議会でも説明して了解をいただいていますし、県の施設ですから私たちがなかなか言うことが難しかったのですが一歩前進だと。全廃から残った。

## 【松野委員】

わかりました。

## 【西本教育長】

他にありますでしょうか。なければよろしゅうございますね。

#### 【全教育委員】

はい。

### 【西本教育長】

ありがとうございます。次です。

スペイン×佐世保市ハンドボール交流事業の実施報告についてお願いいたします。

## (19) スペイン×佐世保市ハンドボール交流事業の実施報告について

# 【田中スポーツ振興課長】

スポーツ振興課長です。それでは資料の方につきましては、本日お配りいたしております、当日配布②をご覧ください。スペイン×佐世保市ハンドボール交流事業の実施報告についてです。1ページ目をお開きください。

この事業は、令和3年度に東京2020オリンピックのハンドボールスペイン男子代表チームの事前キャンプを本市実施したことをきっかけとしまして、今年度、ハンドボールの競技力向上、それから、子供たちの異文化体験、そして佐世保市の魅力をスペインのほうにPRするということを目的として実施した事業になります。スペイン交流団概要のところに来日してくださいましたスペイン交流団の方々を記載しております。会長をはじめ、コーチ、審判など、五名の方が来てくださっております。なお、会長につきましては、事前キャンプも含めて、今回で4回目の佐世保市来訪というふうになります。それから実施期間につきましては、そこに記載の通り、2月28日から3月6日までということになっております。

事業の主な内容ですけれども、①の市長表敬に始まりまして、④、⑤、⑥に記載の通り、小、中、それから高校生も含めて、ハンドボール教室を行っております。次、2ページ目をお開きください。そこからは、交流事業の風景を写真として記載をしております。まず2ページ目の方は、上段から市長表敬で市役所に来ていただいたときの教育委員会の方の各課の協力もありまして、お出迎えをしたところになります。中段2枚目が今回来日してくださった交流団の皆々様になります。それから、下段が歓迎レセプションの写真撮影になります。この時スペイン側の方からサプライズといたしまして、レセプション参加者の皆さんに、名前入りユニフォームのプレゼントがございました。それから3ページ目ですけれども、佐世保青少年の天地で行いました、まず小学生向けのハンドボール教室になります。経験年数の高い子と低い子に分かれています。

## 【西本教育長】

写真はずっとご覧になっていただければということでよろしいでしょうか。

# 【田中スポーツ振興課長】

はい。

#### 【西本教育長】

説明が書いてありますのでどうぞご覧ください。スペインハンドボールについて何かご質疑等ございますか。よろしいですか。

## 【全教育委員】

はい。

## 【西本教育長】

ありがとうございます。次です。

エアハンドリングユニット破損に対する保険適用についてということで、学校保健課長。

## (20) エアハンドリングユニット破損に対する保険適用について

## 【有富学校保健課長】

学校保健課長です。説明にあたって、補足資料をお配りさせていただければと思います。

今回のエアハンドリングユニットの破損につきましては、3月補正において先議で上げさせていただきまして、その際補正予算の部分でご説明はさせていただいたものでございますけれども、議決にあたりまして要望が議会からついております。今お配りしております追加資料が、議会からの要望ということで、要は今回ご報告させていただく部分は、本件における機器の故障の損害についてですね、類似の事例を調査して保険適用の可能性について、精査、整理を行うことという要望がついておりましたので、急遽この調査を行いまして、3月議会で当初予算の審査の後に報告を行ったものでございます。資料、事故の概要等についてはこの資料を後程ご覧いただければと思います。

資料につきましては、事前配布資料の報告の8ページになります。今回の報告といたしまして保険適用について全国市有物件災害共済会に保険の方入っております。この可能性について再確認ということで、事前に、当協会共済会の九州地区の事務局の方に問い合わせをしても、保険適用は可能ということでは回答を得ていたのですが、再度調査したということと、他自治体でそういう他の事例がないかということ、メーカーに類似の事例が九州内でどういうものがあったのかというようなところの調査を行っております。

9ページになります。この共済業務につきましては、業務規程に基づいて我々が申し 込んで規程等を遵守するということで申し込みを行った上での形になり、承認という 形になりますので、保険適用については業務規程、あと施行細則とか手引きとか、そ ういったものが判断材料になって参りますので、ここで言う1·2·3につきましては、そ の業務規程や施行細則、それから手引き等で、可能性があるのではないかというよう なところについて問い合わせを行ったものですけれども、いずれも該当しないという ことが具体的に回答されております。4番目につきましては、二次被害的なものについ ての救済はないのかという問い合わせです。これも該当しないということ、それから、 11ページになります5番目につきましては、これまでにそういった事例がなかったかと いうことで問い合わせをしておりますけれども、これについても今まで適用はしたこ とがないということでございました。2番目の他の自治体ですけれども、これにつきま しては九州地区外で、メーカーの方が納入しているところで実際事故があっておりま す。ここにつきましても保険適用はできないということで、回答がでているというこ とで確認しております。次の12ページ目ですけれども、これはもう九州内の中でどう いった事故があったかということですけれども、5件ほどありましたけども民間企業で すので保険適用云々については、それはわからなかったということで、議会の方には ですね可能性について再度確認を行ったけれども、支払い対象とすることは難しい状 況であるという報告しているところでございます。以上です。

### 【西本教育長】

はい。ただいまの説明について何かご質疑等ございますか。

### 【古賀教育委員】

古賀です。9ページに老朽化が原因と考えられていますという回答があっているので

すが、設置してから何年ぐらい経つのでしょうか。

## 【有富学校保健課長】

学校保健課長です。この給食センターはまだ10年までは経ってない、9年ちょっとくらいになります。

#### 【古賀教育委員】

それでも老朽化になるのですか。

## 【有富学校保健課長】

学校保健課長です。ここで言う凍て割れという部分が、これ何か瓦とかに水分が入って、それが凍って割れるような現象を言うのであって管が割れるというような現象を指しているのではないということで、我々も凍て割れが対象というのはどうなるのかというふうにお問い合わせしたところ、そもそも管の話ではないですよというところで、その上の段階で雪災とかそういうものに該当しないということでございました。

### 【古賀教育委員】

はい。ありがとうございます。

## 【中村教育委員】

質問じゃないですけど、いろんな保険会社でこれと違う場合のですよ、すぐにちゃんと払ってくれるところと、なかなか理由付けて払わないところとあるとよく聞くのですが、こういう時にも、それがあるとしたら、もっと他の加盟先を探すとかをしておかないと、何らかの理由をつけて、困ったときに払ってもらえないようなところではないのかなって思うのですが、いかがでしょう。

#### 【有富学校保健課長】

学校保健課長です。当該が一律にもう、全国行っていないということで対象外ということ等は間違いないことで、先ほど申しましたように、その九州ラインのところと、あと後程わかったのですが、富山市でも同じように、エアハンドリングユニットの熱交換器を交換しなければいけないというところがあったのですが、やはり今回の共済会の保険は適用できないというそういう回答であったということで、そもそも、この団体自体が、安価な金額で、要は互助組織のような形になっておりますので、安価な金額で保険をかけられるという組織になっておりますので、一律にこれに全国全市が加盟しているような状況でございます。

### 【中村教育委員】

見直す可能性はないのでしょうか。

### 【西本教育長】

学校保健課長。

### 【有富学校保健課長】

はい。現在のところはもうこのエアハンドリングユニットの保険につきましては、 この共済会を使って、再発防止の方で対応していきたいと思います。

#### 【中村教育委員】

はい、わかりました。

#### 【西本教育長】

はい。他にございますでしょうか。よろしいですね。

## 【全教育委員】

はい。

## 【西本教育長】

それでは報告案件の最後です。令和5年度佐世保市教育センター研修体系について。

## (21) 令和5年度佐世保市教育センター研修体系について

## 【髙橋教育センター長】

はい。教育センター長です。資料は報告事項の13ページになります。その体系に基づきまして、令和5年度は年間293回、延べで6000名の受講を想定しております。いつでもどこでもかゆいところに手が届くオンデマンド研修として、春の応援スタートパックと題しまして、今月末から初めての学年主任等を幼児教育センターや青少年教育センターの紹介などを加え、この春、新しい立場に立つ先生方を多面的に支援して、各学校の円滑なスタートの下支えになる研修作成に努めて参っているところでございます。以上です。

## 【西本教育長】

はい。令和5年度の研修体系について説明がありました。委員の皆様から何かご質問等ありますでしょうか。1つだけ。4年度と5年度の違いはどこかありますか。

## 【髙橋教育センター長】

大きく変わっているところでは、継続研修を設けております。力量の高い教員を、 学校の方から推挙いただきまして、そのリーダーを中心として、中長期的な視点で本 市の教員が共同的に学び合うシステムを作って参ります。以上です。

### 【西本教育長】

はい。よろしいですか。

### 【全教育委員】

はい。

### 【西本教育長】

それではありがとうございました。以上で報告事項終わりました。

以上で3月の定例委員会について、全ての議題、報告事項が終わりました。全体を 通して委員の皆様から何かございますか。ございませんね。

### 【全委員】

ありません。

#### 【西本教育長】

なければ、これで閉じたいと思います。お疲れさまでございました。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

------ 了 ------